

退職強要の実態証言へ 退職強要・人権侵害裁判

5月21日13時10分から
東京地方裁判所619号
法廷で第8回口頭弁論が

【第9回裁判弁論準備】
日時 7月6日(火) 16時30分
場所 東京地方裁判所
13F民事19部

開かれました。
被告側から被告準備書面(原告組合員が提出した訴状に対する被告会社の反論)が提出されました。また秋口に予定されている証人尋問の対象者の候補を原告側から提出しました。
原告4人の他に組合の副委員長が証言台に立ち、2008年の退職強要の実態を明らかにしていきます。
会社側証人として実際に退職強要を行なったライオンを原告1名につき、1〜2名を申請することにも、退職強要を計画し実行した張本人として、当時の人事担当専務取締役執行役員と法務担当取締役執行役員を法廷に引出して、会社の違法行為を証明する所存です。ご支援をよろしく願います。

3年ぶり大阪でストライキ

JMIUの支援を得て、元気よく3年ぶりのストを決行しました。
多くの初参加の組合員が元気に大阪事業所の正門、裏門に別れ、過去最高の520枚のピラを35分のうちに撒きまわりました。IBM社員対象だけでなく、一般市民の方にも配布いたしました。

今回、3つの重

組合なんでも相談窓口担当者			
事業所名	職場名	氏名	電話番号
豊洲本社	ITD デリバリー・マネジメントサポート	兼松 牧夫	1801-7461
本社	IGAS.センターサービス	明石 亘	1712-3435
本社	SO事業推進・SOオペレーションズ	杉野 憲作	1812-2938
本社	価格計画・価格管理	石原 隆行	1712-9867
幕張	経理 プロセス管理	橋本 雄二	1819-3039
幕張	SWLAB. 第一Lotus・T・Supp	田中 純	1243-2439
名古屋	GBS中部デリバリー 第2サービス	板倉 浩	1416-3264
横浜北	製造SO.フルフィルメント・センター経理	野上 久紀	1892-2057
大和	SARM.アクセス管理	吉野 薫	1808-6423
大阪	IMS第2SS関西サービス部	吉田 譲二	1505-3200
大阪	GFS.西日本LCM&SPデリバリー	山本 茂秋	1505-5420
京都御池	システム開発・生産技術開発	古川 肇	1616-8523
[女性関連]	東日本総務SVC.箱崎地区総務サービス	山本 初枝	1712-3097
●組合事務所電話	03-3583-9037 火、水、金10時~16時		
FAX	03-5562-0853		
e-mail	jmiu-ibm@i.bekkoame.ne.jp、HP http://www.jmiu-ibm.org/		

注)上記窓口は、事業所にこだわらず、連絡のとれる電話番号へどうぞ

弁護士 水口 洋介 03-3355-0611代
<http://analyticalsociaboy.txt-nifty.com/yoakemaeka/>
 東京都新宿区四谷一丁目2番地 伊藤ビル6F
 労働問題以外の民事一般についても相談受け付けます。(お手数ですが電話により予約をお願いします)

バンド8以上も組合員資格認定事実無視する会社

バンド8以上のスタッフ専門職にも組合員資格があることについて、裁判の経緯・確定判決や現状を以下にO&A形式でまとめますので、参考にしてください。

組合員の範囲は誰が決めるもの？

組合員の資格は組合が自主的判断で決めます。組合と会社は、かつてこれについて裁判で争いました。

会社は、バンド8以上のスタッフ専門職(当時の主管1名、専任2名)の組合員に対して、組合員資格を認めず、団体交渉出席の拒否、組合費大引きの拒否、スト参加予定に対して処分を予告してきたため、最高裁まで争いました。

その結果、「組合員の労働組合法では、組合員に加入できないのはどんな人？」



組合員に加入できないのはどんな人？
労働組合法では、組合員に加入できないのはどんな人？

バンド8以上も組合員資格認定事実無視する会社

バンド8以上のスタッフ専門職ももちろん組合員に加入することができま...
この層は人数の規模でも個々の発言力の強さ...
バンド8以上のスタッフ専門職の組合員に対して、会社は組合員として認めないという違法な態度を取り続けています。

バンド8以上のスタッフ専門職の組合員に加入すること

バンド8以上のスタッフ専門職ももちろん組合員に加入することができま...
この層は人数の規模でも個々の発言力の強さ...
バンド8以上のスタッフ専門職の組合員に対して、会社は組合員として認めないという違法な態度を取り続けています。

バンド8以上のスタッフ専門職ももちろん組合員に加入することができま...
この層は人数の規模でも個々の発言力の強さ...
バンド8以上のスタッフ専門職の組合員に対して、会社は組合員として認めないという違法な態度を取り続けています。